

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年六月七日法律第四十五号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）